

# ■ 建設業 一人親方労災保険のご案内 ■

- 労働者を使用しないで建設の事業に従事している事業主を一人親方といいます。
- 労働者ではありませんので、仕事中の病気やケガが発生しても労災保険の給付が受けられませんが特別加入をすることにより労災保険に加入することができます。
- **1. 労災保険特別加入**
  - 一人親方の労働保険事務組合に加入し、作業の内容、業務歴及び給付日額等を申請し、労災保険料を納付して労働基準局の承認を受けます。
- **2. 加入できる業種・範囲**
  - 建設の事業に従事されている方に限定しています。
  - 例) 大工・左官・とび・塗装工・内装工・配管工・土工・電気工事工・建具工等が該当しますが、特に職種の限定はありません。
  - 一人親方様の居住地が  
東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県に限ります。
- **3. 労災加入員証を発行しております。**
  - 万が一の労災事故に備え、労働保険番号など医療機関が必要な情報を記載した特別加入者証明カードを発行しております。
- **4. 一人親方様の保険料・組合費**
  - 保険料・組合費は一般事業の特別加入と計算方法が異なります。
  - 保険料試算、組合費はお気軽にお問い合わせください。